

法規 501
「ディスクッション」
【その2】

J1

実務補習所においては、実務補習生や実務補習の運営関係者間で共有すべきものとして、ミッション（存在意義）、ビジョン（目指すべき姿）、及び行動指針（共有すべき行動軸）を次のとおり掲げている。

【実務補習のミッション】

実務補習は、試験合格者が「会計職業専門家としてふさわしい品位と幅広い識見を備え、専門的知識を実務上で応用できる能力を有する公認会計士」としてキャリアを歩み、グローバル時代の社会に貢献していくために必要な基礎を身につけるための補習教育を提供していくことをミッションとする。

試験合格者が修了考査受験前に身につけるべき「基礎」は、おおむね次に集約されると考えられる。

- (1) 社会に貢献する会計職業専門家としての価値観、倫理及び姿勢
- (2) 会計職業専門家に必要な専門的知識、実務能力、応用力とその学び方
- (3) 会計・税務・監査を一体不可分のものとして捉える視点
- (4) 会計職業専門家に必要なコミュニケーション能力
- (5) 公認会計士が活躍し社会に貢献する分野の理解
- (6) 会計職業専門家に必要なネットワーク力（人的ネットワークを構築し活用する能力）

実務補習の運営に携わる者は、実務補習生が上記の「基礎」を有効かつ効率的に身につけ、「キャリアパスにかかわらず、公認会計士登録者は総じて優秀で、専門分野の知識・実務能力・応用力のバランスが取れている」との評価を得ることを目標とし、試験合格者の教養・経験、所属組織と組織内の人材開発プログラム、試験合格者を取り巻く外部環境、担当業務・キャリア等の多様化、国際教育基準（International Education Standards）の要請、公認会計士業界の状況、グローバル経済の進展等を踏まえ、金融庁、監査法人等のステークホルダーと連携していく必要がある。

【実務補習のビジョン】

実務補習は、社会に貢献する公認会計士を育成するための過程であり、試験合格者がキャリアの良きスタートを切るのに大いに役立ったと評価、また、公認会計士業界及び公認会計士業界以外からも実務補習を修了した者の見識、業務に取り組む姿勢等に対して高い賛辞を得ることを目指す。

【実務補習の行動指針】

【実務補習生と所属する組織】

- (1) 実務補習生は、身につけるべき「基礎」を修得するために、実務補習を最大限活用する
- (2) 実務補習生が所属する組織は、実務補習のミッションとビジョンを十分に理解し支援する

【協会と監査法人】

- (1) 協会と監査法人は、実務補習を適切に運営するために必要十分な運営委員及び講師を提供する
- (2) 協会、監査法人、機構が三位一体の連携を行う

【実務補習の運営に携わる者】

- (1) 実務補習の運営に携わる者は、実務補習生を取り巻く環境も考慮に入れ、実務補習の充実化を目指す
- (2) 協会の後進育成担当常務理事、機構の実務補習所所長及び運営委員会の正副委員長は、実務補習のミッション及びビジョンを推進し、職務の遂行に努める
- (3) 運営委員及び講師は、実務補習のミッション及びビジョンを踏まえ、実務補習生と対峙し職務の遂行に努める

東京実務補習所

2021 年 期 法規 501 ディスカッション【その 2】

【テーマ 1】

残業代はどのような状況でも請求していいのか？

なお、どの法人でも 36 協定が締結されており、労務関係の必要な法令は遵守している。

- ① 管理者から指示されない、自主的な調書整理行為、翌日の往査の予習は、残業請求すべきか？
- ② 管理者から指示された作業に関して、新人のあなたは経験者と比較して 2 倍以上の時間を要した。当該時間については、全額残業代請求をすべきか？
- ③ 昨今、「働き方改革」が議論されている。最大の目玉は、長時間労働の是正とされているが、残業時間を削減しただけで働きすぎは解決されるのか、あなたの働く職場及び一般企業の場合も含め議論しなさい。
- ④ 監査報酬が伸び悩む中、職員へ利益を還元することにも一定の制約がある。そのような中で、職員への待遇が、監査事務所の品質管理に及ぼす影響を述べなさい。あなたが監査法人の経営者ならどのような報酬体系や福利厚生を構築すべきか、考察して述べなさい。

【テーマ 2】

「多様な働き方」の実現に向けて従前より取り組みが検討されていた在宅勤務制度やフレックス制度について、コロナ禍での緊急事態宣言発出を契機に多くの企業で本格的な導入に至りました。昨今コロナ禍の収束が現実味を帯びる中、今後も完全在宅勤務を続けたいとする声が多く上がる一方で、フレキシブルな働き方の先駆者であった GAF A など巨大 IT 企業の一部ではオフィスへの出社回帰の動きも見られています。

オフィス出社（クライアントへの訪問を含む）と在宅勤務のメリット及びデメリットについて検討しなさい。

また、監査業務を行う監査法人では今後どのような制度にしていくのが望ましいか、制度設計にあたっての留意事項としてどのようなものがあるか具体的に議論しなさい。

【テーマ 3】

近年、日本企業による M&A が多く発生している。企業が M&A を行うメリットとデメリットは何かを考えなさい。

また、会計士としてクライアントが M&A を行った際に留意すべき会計上の論点についても議論しなさい。

【テーマ4】

四半期開示制度は、1999年から東京証券取引所のルールで上場企業に順次求められ、2008年より金融商品取引法で法的に義務付けられ、東京証券取引所のルール化から20年程度経過しています。

2019年9月、関西経済連合会等より、「企業経営者や投資家の短期的利益志向を助長しかねない問題のみならず、人的資源の効率的投入や長時間労働の是正の観点などから、四半期開示の義務付けを廃止すべき。」との意見書が提出され、企業会計審議会等においても議論がなされています。また、2021年10月の首相の所信表明演説において、四半期開示の見直しについて述べられています。

一方、日本経済新聞では「企業決算の四半期開示の制度は堅持を」との社説を述べており、日本取引所グループ(JPX)のCEOは四半期開示制度の義務は廃止された場合でも大半は任意開示を継続するのではないかとの見解を示しています。

そこで、四半期開示制度を継続すべきか否かについて議論しなさい。

【テーマ5】

インサイダー取引の防止のため、自己が監査に従事している会社の株式については、通常、監査法人等においてその保有・売買を禁止されています。また、直接当該会社の監査に従事していなくとも、監査法人等の関与先である会社の株式については、一定の所有制限が課せられていることがあります。一方、監査法人等の関与先の会社以外の株式所有・売買については、特に制限されていないのが普通です。上場会社の株式保有・売買について、A案・B案に分かれて論じなさい。

A案：自己が所属している監査法人等の関与先以外の上場会社の株式についても、原則として保有・売買すべきではない。

B案：自己が所属している監査法人等の関与先以外の上場会社の株式であれば、原則として保有・売買してもよい。

以上

注 意

この教材は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構で当機関の運営する東京、東海、近畿、九州実務補習所での講義用教材として作成したものです。

他の者が許可なく複写等することを禁じます。

一般財団法人会計教育研修機構